

# 特定秘密保護法 施行令等の骨子

## 1 指定を行う行政機関の長の限定

- 特定秘密を指定する権限を有する行政機関の長を精査し、**指定をしない行政機関の長**を列挙。  
→ 特定秘密を指定するのは、**20の行政機関**(例:内閣官房、外務省、防衛省、警察庁等)の長のみ。

## 2 特定秘密指定管理簿の整備

- 行政機関の長は、**特定秘密指定管理簿**を整備し、指定・解除等を適切に管理。
- **指定の年月日、有効期間、特定秘密の概要、特定秘密保護法別表との対応関係等**を記録。

## 3 特定秘密の表示

- 特定秘密の範囲を**外形的に明らかにする**ため、特定秘密の**表示**を実施。  
→ 対象文書の**見やすい箇所**に印刷するなど確実な方法で実施。
- 特定秘密の提供を受けた者も同様の措置を実施。
- 指定の解除等の際は、表示を抹消。

## 4 実施すべき保護措置

- 指定をした行政機関、都道府県警察、適合事業者、提供を受ける行政機関の長等が講じる**保護措置**を規定。  
**保護措置の例**
  - ① 特定秘密の保護に関する業務を**管理する者の指名**
  - ② 職員に対する**教育**
  - ③ **施設設備の設置**
  - ④ 特定秘密の**伝達の方法の制限**
  - ⑤ 緊急事態における**廃棄**(奪取等の漏えいを防止するため、**他に適當な手段がないと認められる場合のみ**) 等

## 5 その他

- **独立公文書管理監**を内閣府に置く。(内閣府本府組織令等の一部を改正する政令)
- 特定秘密保護法の施行期日は、**平成26年12月10日**とする。(特定秘密の保護に関する法律の施行期日を定める政令)
- 法第11条(取扱者の制限)を**平成27年12月1日**から施行する。(法附則第2条の政令で定める日を定める政令)